

電子交付等サービス取扱規程

(規程の趣旨)

第1条 この規程は、当社からお客様へ交付または徴求すべき書面を、紙媒体に代えて、電子情報処理組織および情報通信の技術（当社または当社が契約している計算センター等）に係るものとお客様またはお客様が契約している計算センター等を利用して、これらの書面に記載すべき事項を電子的に交付または徴求する取扱い（以下、「本サービス」といいます。）の内容や権利義務に関する事項を明確にすることを目的に定めるものです。

(本サービスの利用)

第2条 お客様が本規程を承諾され、当社所定の方法によりお申込みいただき、当社が承諾したうえ、以下の各号に該当する場合に、お客様は本サービスを利用できるものとします。

- (1) 当社に「トラノコ総合取引」のお申込みをいただくこと
- (2) スマートフォン、パソコン、タブレットのインターネット環境が整っていること
- (3) 当社が電子交付する書面を、お客様が印刷機器を利用して印刷またはお客様の記録媒体に保存できること

2 「トラノコ総合取引」については、本サービスの利用を前提とするものとします。

3 当社が合理的と判断した場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、本サービスの利用期間中であっても電子書面による電子交付等ではなく紙媒体により交付または徴求する場合があります。

(電子交付する書面)

第3条 当社が電子交付または徴求する書面は以下に掲げるものとします。

- (1) 投資信託説明書（目論見書）
- (2) 取引報告書
- (3) 取引残高報告書
- (4) 運用報告書
- (5) 約款・規程集
- (6) 特定口座年間取引報告書
- (7) 契約締結前交付書面
- (8) 約款・規程の変更通知書および投資信託約款の軽微な変更に係る変更通知書
- (9) 投資信託約款の重大な変更に係る書面決議の通知書および書面決議参考書類
- (10) 投資信託約款の重大な変更に係る書面決議の議決権行使書面
- (11) 口座設定申込書
- (12) 届出書・確認書・同意書
- (13) その他当社が定めるもの

(電子交付する書面の追加・削除)

第4条 電子交付または徴求する書面の追加・削除について、当社は、これを事前に当社が提供するソフトウェア、当社のホームページ等に掲載することによってお客様にご通知した後、行うものとします。

(電子交付等の方法)

第5条 第3条の書面の電子交付または徴求を当社が提供するソフトウェア等において、それぞれの種類毎に以下の方法により行います。

- (1) お客様専用のファイルに記録された記載事項をお客様の閲覧に供する方法
- (2) 閲覧ファイルに記録された記載事項をお客様の閲覧に供する方法
- (3) 電子メールを利用して、お客様の使用するパソコン又はお客様が契約しているデータセンター等に書面の記載事項を送信し、当該パソコン等に備えられたお客様専用ファイルに記録する方法

2 電子交付と書面による交付を併用いただくことはできません。

3 電子交付する書面の一部のみを電子交付により、それ以外を書面交付にすることは原則としてできません。

(閲覧方法)

第6条 電子交付の書面は、PDFファイルで提供いたします。閲覧するためには、PDFファイルの閲覧用ソフトウェアが必要となります。

(本サービスの終了)

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合、この本サービスは終了するものとします。

- (1) お客様のトラノコ総合取引口座が解約された場合
- (2) お客様のインターネット閲覧等の利用契約が終了し、または解約された場合
- (3) お客様に、この本規程の変更について、ご同意いただけない場合

(本サービスの停止)

第8条 当社は、電子情報処理組織の緊急点検の必要性その他の合理的理由に基づき、お客様にあらかじめ通知することなく、本サービスの全部または一部のサービスを停止することがあります。

2 前項に定める本サービスの停止の範囲および期間は、当社が定めるものとします。

3 本サービスを停止した場合には、停止以降、本サービスに係る対象書面は、書面により交付するものとします。

4 本サービスの停止により生じたお客様の損害については、当社に故意または重大な過失のない限り、その責を負わないものとします。

(規程の変更)

第9条 この規程は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示その他必要な事由が生じたときは、民法548条の4の規程に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに本ソフトウェア上のお知らせ画面、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

(その他の約款、規程の適用)

第10条 本規程に定めのない事項については、トラノコ総合取引約款その他の各約款、規程を準用します。

以上